

## 政府の検察官に対する違法不当な人事介入に反対する会長声明

- 1 政府は、本年1月31日、同年2月7日に定年退官する予定であった東京高等検察庁検事長黒川弘務氏について、国家公務員法81条の3第1項（定年による退職の特例）に基づき、その勤務を6か月延長する閣議決定を行った（以下、「本閣議決定」という。）。

しかしながら、検察庁法22条は、強大な捜査権限、独占的な起訴権限を有する検察官に政治的中立性や独立性が求められるため、国家公務員の身分や職務に関する一般法である国家公務員法の特例として検察官の定年を一義的に定めているところ、検察庁法では、国家公務員法81条の3に相当する規定を敢えて置いていないのであるから、同条項が検察官に適用される余地はない。この点における従前の政府見解も同様であった。

一方、国家公務員法81条の3第1項は「その職員の職務の特殊性又はその職員の職務の遂行上の特別の事情からみてその退職により公務の運営に著しい支障が生ずると認められる十分な理由」という任命権者の裁量による定年延長を許容している。政府は、突然従前の政府見解を変更し、同条項に基づき黒川氏のみ定年延長し、その具体的な理由や必要性を国民に対して全く示していない。このことから明らかなように、同条項が検察官に適用されれば、政府が恣意的に特定の検察官だけ定年を延長することが可能となり、検察官の政治的中立性や独立性が損なわれることになる。

したがって、政府の本閣議決定は、検察庁法22条に反する違法なものと言わざるを得ない。

- 2 本閣議決定が国会内外で厳しく批判されている中、政府は、本年3月13日、検察庁法改正案（以下「本改正案」という。）を含む国家公務員法等の一部を改正する法律案を国会に提出した。本改正案は、全ての検察官の定年を現行の63歳から65歳に引き上げることに加え、63歳の段階で役職定年制を定めつつ、内閣又は法務大臣が「職務の遂行上の特別の事情を勘案し」「公務の運用に著しい支障が生ずる」と認めるときは、役職定年あるいは65歳の定年を超えて、当該官職で勤務させることができるものとしている。この役職は最高検察庁、高等検察庁、地方検察庁の庁務を掌理する極めて重要なものであり、改正されれば2年以上もの期間、当該役職に止まり続けることができることになる。

本改正案は、検察官の役職定年延長について、国家公務員法81条の3第1項と同様、政府に裁量を与えるものである。役職定年延長がされるかどうかによって検察官が持つ権限や職務の内容は全く異なるものになるのであり、政府が役職定年延長の裁量権をもつことによる検察官への心理的な影響力は計り知れず、検察官の政治的中立性や独立性の観点から極めて重大な問題を孕んでいる。

- 3 そもそも、政府の恣意的な人事介入を排除し、検察官の政治的中立性や独立性が求められるのは、憲法の基本原理である権力分立に基づくものである。すなわち、準司法機関である検察官は強大な捜査権限、独占的な起訴権限を有するところ、時の政府の恣意的な人事介入を許容する制度や運用になれば、その意向に配慮する検察官が政府に対する捜査及び起訴権限の行使を躊躇しかねない。その結果、政府への司法審査が及ばない事態が生じうるのである。

本閣議決定及び本改正案の役職定年延長部分は、検察官の定年延長を政府の裁量で是認し、あるいは是認しうる点で政府の検察官に対する恣意的な人事介入を排除できないところ、我が国の最高法規である憲法の基本原理である権力分立に反し、到底容認できない。

- 4 よって、当会は、政府の検察官に対する違法不当な人事介入である本閣議決定の撤回を求めるとともに、本改正案のうち検察官の役職定年延長にかかる部分について強く反対するものである。

2020年（令和2年）5月15日

岩手弁護士会

会長 大和久政也

